

2025 年 9 月 11 日

岐阜県議会
議長 小原 尚 様

岐阜市下奈良 2-2-1
岐阜県福祉農業会館 3 階
NPO 法人岐阜県腎臓病協議会
会長 田中 和博
TEL058-214-2497
【公印省略】

現行の『福祉医療費助成制度の継続』についての陳情書

《趣旨》

『透析患者の命と暮らしを守る』ため、現行の“福祉医療費助成制度”（重度心身障がい者等医療費助成制度）の継続を 2026 年度もお願い致します。また、この制度に患者一部自己負担を導入しないことも併せてお願い致します。

《陳情理由》

私達、NPO 法人岐阜県腎臓病協議会は、県下に在住する慢性腎不全患者（人工透析患者）で組織する患者団体です。

2023 年末の全国統計によりますと、全国の透析患者数は、343,508 人、そのうち岐阜県では 5,030 人になります。^{5100 → 5030}また導入患者の約半数を占める糖尿病から透析に入る患者の増加が大きな特徴となっています。さらに長期透析による合併症や透析患者の要介護患者の増加は深刻な問題となっています。また透析患者は週 3 回の通院が必要で、その通院が困難な患者も増えています。今後、ますます高齢化する透析患者にとって不安な状況下で、透析治療における診療報酬の引き下げ、入院時の食事代、居住費の負担増、老齢年金及び障害年金の将来性、介護利用料の引き上げ等の計画は、社会保障の後退とならないか大きな不安となっています。

このような状況の中でも、岐阜県の福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等医療費助成制度、通称“マル重制度”）による自己負担無しは、私たち透析患者が「いつでも、どこでも、誰もが」安心して医療を受けられる全国に誇れる制度として、大変感謝しております。

来年度もNPO法人岐阜県腎臓病協議会は、この制度を現行通り継続して頂き、この制度に患者一部自己負担が導入されることのないよう強く陳情するものです。